熊本県公報

号外　第５７号
令和４年(2022 年)
12 月 28 日(水)
(毎週 火・金発行)

目　次

規　　則
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（税務課）　1
○熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（　〃　）　78
訓　　令
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（　〃　）　85

規　　則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年１２月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県規則第２９号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和３０年熊本県規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別記第１号の８様式」を「別記第１号の４様式」に、「別記第２号様式」を「別記第１号の２様式」に、「別記第２号の２様式」を「別記第１号の３様式」に、「別記第３号の６様式」を「別記第３号の８様式」に改める。

第７条第１項中「別記第１３号様式」の次に「及び別記第１３号の２様式」を加え、同条第２項中「別記第１３号の２様式」を「別記第１３号の３様式」に改め、同条第４項中「条例第６８条第１項第１号に規定するゴルフ場に係る」及び「により、同項第２号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定及び過小申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第１４号の２の２様式」を削る。

第１０条第２項中「第６１条第２項」の次に「、第６２条第２項、第６２条の２第２項、第６２条の３第２項、第６２条の４第２項、第６２条の５第２項、附則第７条の４第２項」を加え、「法第７３条の２７の３第２項、第７３条の２７の４第２項（法第７３条の２７の５第２項及び第７３条の２７の７第２項において準用する場合を含む。）、第７３条の２７の６第２項、附則第１１条の４第２項において準用する法第７３条の２５第１項若しくは」を削り、同項の次に次の１項を加える。

３　課税地を管轄する広域本部長は、法第１５条第４項の規定により不動産取得税の徴収の猶予期間の延長をした場合は、別記第１８号様式により当該納税義務者に通知しなければならない。

第１１条に次の１項を加える。

２　課税地を管轄する広域本部長は、法第７３条の２６第１項（法第７３条の２７の２第３項、第７３条の２７の３第３項、第７３条の２７の４第３項（法第７３条の２７の５第２項及び第７３条の２７の７第２項において準用する場合を含む。）、第７３条の２７の６第３項並びに附則第１１条の４第２項、第５項及び第７項において準用する場合を含む。）の規定により不動産取得税額の徴収猶予を取り消したときは、別記第１８号様式により当該徴収猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

第１１条の８の２を削る。

第１４条の見出し中「申告納付期日延長承認通知書」を「確定申告書提出期限延長承認等通知書」に改め、同条第２項中「条例第４３条第１項第１号ただし書に規定する承認をする場合は、申告納付期日延長承認通知書」を「法第７２条の２５第２項（同条第６項（法第７２条の２８第２項及び法第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）、法第７２条の２８第２項及び第７２条の２９第２項において準用する場合並びに法第７２条の２５第１６項（法第７２条の２８第２項及び法第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）、第３項（法第７２条の２８第２項及び第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）、第４項（法第７２条の２５第７項（法第７２条の２８第２項及び法第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）、第７２条の２８第２項及び第７２条の２９第２項において準用する場合並びに法第７２条の２５第１６項（法第７２条の２８第２項及び法第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）及び第５項（法第７２条の２８第２項及び第７２条の２９第２項において準用する場合を含む。）の規定により承認をする場合、令第２４条の３第２項（令第２４条の４第７項、第２４条の４の２、第２４条の４の３第２項並びに第２４条の５第１項及び第２項において準用する場合を含む。）

の規定により申請を却下する場合、令第２４条の４第４項（令第２４条の４の３第１項において準用する場合を含む。）の規定により提出期限の延長の処分を取り消し、指定を取り消し、又は指定に係る月数を変更する場合並びに令第２４条の４第６項（令第２４条の４の３第１項において準用する場合を含む。）の規定により届出書の提出があった場合は、法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書」に改め、同条第３項を削る。

第２０条の２中「押印」を削る。

第２２条中「第５９条第１項（」の次に「同条第６項の規定により適用する場合及び」を、「第６１条第１項」の次に「、第６２条第１項」を加え、「まで若しくは」を「まで、附則第７条の４第１項又は」に改め、「又は法第７３条の２７の３第１項若しくは附則第１１条の４第１項」を削り、「別記第１８号様式」を「別記第３２号様式」に改める。

別記第１号の２様式から別記第１号の４様式までを次のように改める。

別記第１号の２様式(第２条関係)

領収証書　㋴　県税

都道府県名	口座番号	加入者名
熊本県		

住所
氏名
名称　　　　　　様

自動車登録番号（　　　　）

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	期別（元号コード・年・月・日）	納税者区分

税目	課税番号	申告区分	納付区分	CD
税				

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額											
延滞金											
過少申告加算金											
不申告加算金											
重加算金											
合計											

納期限	年　月　日
所管事務所	

上記の金額を領収しました。

領収日付印

納付（入）書（原符）　㋴　県税

都道府県名	口座番号	加入者名
熊本県		

住所
氏名
名称　　　　　　様

自動車登録番号（　　　　）

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	期別（元号コード・年・月・日）	納税者区分

税目	課税番号	申告区分	納付区分	CD
税				

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額											
延滞金											
過少申告加算金											
不申告加算金											
重加算金											
合計											

納期限	年　月　日
所管事務所	

領収日付印

（金融機関又は郵便局保管）

納付書（納入書・払込書）（領収済通知書）　㋴　県税

都道府県名	口座番号	加入者名
熊本県		

住所
氏名
名称　　　　　　様

自動車登録番号（　　　　）

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	期別（元号コード・年・月・日）	納税者区分

税目	課税番号	申告区分	納付区分	CD
税				

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額											
延滞金											
過少申告加算金											
不申告加算金											
重加算金											
合計											

納期限	年　月　日
所管事務所	
とりまとめ店	
指定金融機関	

領収日付印

上記金額は、領収済であるから通知します。
（県保管）

別記第１号の３様式(第２条関係)

(表１)

熊本県

㊣

領収済通知書

加入者名		口座記号番号		金額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号	
納付区分					
納期限		年度		OCR-ID	

延滞金額	□□□□□□□□□□円	所管事務所	
		取りまとめ金融機関	
合計金額	□□□□□□□□□□円	取りまとめ店	
		CVS収納代行会社	
納税者氏名(住所等非表示)			

領収日付印

(都道府県／CVS本部保管)

CVS収納用

コンビニ等取扱期限

(御注意)バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額を訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

ATM読取り不可

納付書(原符)㊣

加入者名			
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		
納税者氏名(住所等非表示)			
納付内容			
所管事務所			

領収日付印

(金融機関／CVS店舗保管)

（表２）

㊋ 領収証書

様

納付番号			確認番号	
			納付区分	
税目			年度	
期別				
		所管事務所		

納付(納入)額	税額	円
	延滞金	円
		円
		円
	合計	円

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印
収入印紙不要 （納税者保管）

別記第１号の４様式(第２条関係)

法人県民税・事業税・特別法人事業税 領収証書　㊕　県税

都道府県名	口座番号	加入者
熊本県		

所在地
名称　　　　様

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	事業年度又は連結事業年度始期（元号コード・年・月・日）	納税者区分

申告区分（中間・予定・見込納付・確定・修正・更正・決定・（その他））	課税番号	申告区分	納付区分	CD

区分	項目	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人県民税	法人税割額											
	均等割額											
	延滞金											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額											
	付加価値割額											
	資本割額											
	収入割額											
	特別法人事業税額											
	延滞金											
	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
合計額												

納期限	年　月　日	領収日付印
所管事務所		

上記のとおり領収しました。（納税者保管）

法人県民税・事業税・特別法人事業税 納付書（原符）　㊕　県税

都道府県名	口座番号	加入者
熊本県		

所在地
名称　　　　様

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	事業年度又は連結事業年度始期（元号コード・年・月・日）	納税者区分

申告区分（中間・予定・見込納付・確定・修正・更正・決定・（その他））	課税番号	申告区分	納付区分	CD

区分	項目	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人県民税	法人税割額											
	均等割額											
	延滞金											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額											
	付加価値割額											
	資本割額											
	収入割額											
	特別法人事業税額											
	延滞金											
	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
合計額												

納期限	年　月　日	領収日付印
所管事務所		

上記のとおり納付します。（金融機関又は郵便局保管）

法人県民税・事業税・特別法人事業税 領収済通知書　㊕　県税

都道府県名	口座番号	加入者
熊本県		

所在地
名称　　　　様

事務所コード	税目コード	課税年度（元号コード・年度）	事業年度又は連結事業年度始期（元号コード・年・月・日）	納税者区分

申告区分（中間・予定・見込納付・確定・修正・更正・決定・（その他））	課税番号	申告区分	納付区分	CD

区分	項目	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人県民税	法人税割額											
	均等割額											
	延滞金											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額											
	付加価値割額											
	資本割額											
	収入割額											
	特別法人事業税額											
	延滞金											
	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
合計額												

納期限	年　月　日	領収日付印
所管事務所		
とりまとめ店		
指定金融機関		

上記のとおり通知します。（県保管）

別記第１号の５様式から別記第１号の８様式までを削る。
別記第２号様式を次のように改める。
別記第２号様式　削除
別記第２号の２様式を削る。
別記第３号様式から別記第３号の３様式までを次のように改める。

別記第３号様式（第２条関係）

（表１）

熊本県

㊡

領収済通知書

加入者名		口座記号番号		金額	円		
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	
納期限		年度			OCR-ID		

延滞金額	□□□□□□□□□□円	所管事務所	
		取りまとめ金融機関	
合計金額	□□□□□□□□□□円	取りまとめ店	
		CVS収納代行会社	
納税者氏名（住所等非表示）			
CVS収納用	コンビニ等取扱期限 （御注意）バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額を訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。		

ATM読取不可

領収日付印

（都道府県／CVS本部保管）

㊡

納付書（原符）

加入者名			
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		
納税者氏名（住所等非表示）			
納付内容			
所管事務所			

領収日付印

（金融機関／CVS店舗保管）

（表２）

個人事業税納税通知書兼領収証書

㊐

様

課税番号	所得年	業種	課税年度

税率	課税標準
％	円
％	円
％	円

年税額	減免額等	差引税額
円	円	円
課税の根拠		
裏面を御覧ください。		
納付内訳		

区分	第１期分	第２期分
税額	円	円
納期限		

上記のとおり課税しましたので通知します。
この用紙は上半分が第１期、下半分が第２期分となりますのでミシン目で上下を切り離し、各納期限までに納付してください。

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印
収入印紙不要

（納税者保管）

年　月　日

熊本県　広域本部長　印

個人事業税第２期分納付書兼領収証書

様

課税番号	所得年
課税年度	区分

お知らせ
個人事業税（第２期）の納期限は、　　　　です。納期限までに納付してください。

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

左記の金額を領収しました。

領収日付印
収入印紙不要

（納税者保管）

（課税の根拠）

個人事業税は、地方税法第７２条の２第８項から第１０項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法第７２条の２第３項及び第７２条の５０第１項又は第４項の規定並びに熊本県税条例第３９条第２項の規定により、個人事業税を課税しました（地方税法第７２条の４９の１２第１項ただし書の規定の適用を受ける医業、歯科医業等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第７２条の５０第１項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。）。

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第４１条第４項に定められています。

（注意）

１　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

２　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

２　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の２様式(第２条関係)

個人事業税納税通知書（口座振替用）

様

次のとおり納付してください。

課税番号	所得年	業種	課税年度

税率	課税標準額	既賦課分課税標準額
％	円	円
％	円	円
％	円	円

年税額/納付税額	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円

課税の根拠
裏面を御覧ください。

納付内訳	区分	第1期分	第2期分
	税額	円	円
	納期限		

この税金は、あなたが依頼された下記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので、預金残高をお確かめください。また、領収証等は送付しませんので、通帳等で納付の確認をお願いします。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

年　　月　　日

熊本県　　　広域本部長　印

（課税の根拠）

個人事業税は、地方税法第７２条の２第８項から第１０項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法第７２条の２第３項及び第７２条の５０第１項又は第４項の規定並びに熊本県税条例第３９条第２項の規定により、個人事業税を課税しました（地方税法第７２条の４９の１２第１項ただし書の規定の適用を受ける医業、歯科医業等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第７２条の５０第１項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。）。

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第４１条第４項に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の３様式(第２条関係)

（表１）

領収済通知書

熊本県 公

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
納期限		年度		OCR-ID		

延滞金額	□□□□□□□□□円	所管事務所	
		取りまとめ金融機関	
合計金額	□□□□□□□□□円	取りまとめ店	
		CVS収納代行会社	
納税者氏名（住所等非表示）	様		
CVS収納用	コンビニ等取扱期限 （御注意）バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額を訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。		

領収日付印

（都道府県／CVS本部保管）

ＡＴＭ読取不可

納付書（原符）

公

加入者名			
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		
納税者氏名（住所等非表示）	様		
納付内容			
所管事務所			

領収日付印

（金融機関／CVS店舗保管）

◇課税物件の明細

No.	物件所在地	地目/用途

◇共有者の明細

氏名又は名称	取得者間の割合

（表２）

不動産取得税納税通知書兼領収証書　　㊋

様

課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数
不動産区分	取得原因	取得年月日	地目/用途	地積/床面積(㎡)
物件所在地		取得持分		
課税の根拠	裏面を御覧ください。			

価格等	円	円
控除額	円	円
課税標準額	円	円
既確定課税標準額	円	円
税率	%	%
税額	円	円
減額	円	円
確定税額	円	円

確定税額合計(A)	既確定税額(B)	差引税額(A-B)
円	円	円
納期限		

本書のとおり課税しましたので通知します。
裏面を御参照の上、納期限までに納付してください。

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

年　月　日
熊本県　　広域本部長　印

左記の金額を領収しました。

領収日付印
収入印紙不要

（納税者保管）

地積/床面積（㎡）	価格（円）	取得原因	取得年月日	取得持分

（課税の根拠）

不動産取得税は、不動産の所有権の取得（売買、贈与、交換、家屋の建築等）に対し、その取得者に課する流通税です。

あなたが、表面の物件所在地欄に記載の不動産の取得者と認められることから、地方税法第73条の２第１項から第７項まで、第11項又は第12項及び熊本県税条例第49条第１項から第６項まで、第９項若しくは第10項又は第49条の２の規定により、不動産取得税を課税しました。

なお、不動産取得税の税率は、熊本県税条例第53条に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（その他）

1　住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置（税金が安くなること）の適用を受けることができます。

　この特例措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期限後60日を経過する日までに申告が必要です（ただし、既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額を通知しています。）。

2　贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の属する年の翌年の３月15日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の３様式の次に次の１様式を加える。

別記第３号の３の２様式（第２条関係）

不動産取得税納税通知書

様

本書のとおり課税しましたので通知します。裏面を御参照の上、納期限までに納付してください。

課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数	不動産区分	取得原因	取得年月日	地目/用途	地積/床面積
									㎡
物件所在地									
取得持分									
課税の根拠	裏面を御覧ください。								

価　格　等	控　除　額	課　税　標　準　額	既確定課税標準額	税　率	税　額	減　額
円	円	円	円	％	円	円
円	円	円	円	％	円	円

確　定　税　額	確定税額合計(A)	既確定税額(B)	差引税額(A-B)	納付する税額
円 円	円	円	円	円

納期限	

年　月　日

熊本県　広域本部長　印

（課税の根拠）

不動産取得税は、不動産の所有権の取得(売買、贈与、交換、家屋の建築等)に対し、その取得者に課する流通税です。

あなたが、表面の物件所在地欄に記載の不動産の取得者と認められることから、地方税法第７３条の２第１項から第７項まで、第１１項又は第１２項及び熊本県税条例第４９条第１項から第６項まで、第９項若しくは第１０項又は第４９条の２の規定により、不動産取得税を課税しました。

なお、不動産取得税の税率は、熊本県税条例第５３条に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（その他）

1　住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置（税金が安くなること）の適用を受けることができます。

この特例措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期限後６０日を経過する日までに申告が必要です（ただし、既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額を通知しています。）。

2　贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の属する年の翌年の３月１５日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の３の２様式の付表（第２条関係）

年　　月　　日

様

整理番号

熊本県　　広域本部長

不動産取得税納税通知書付表

別添の不動産取得税納税通知書により課税した物件及び共有者の明細は次のとおりです。

◇課税物件の明細

No.	物件所在地	地目/用途	地積/床面積（㎡）	価格（円）	取得原因	取得年月日	取得持分

◇共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	取得者間の割合

別記第３号の４様式から別記第３号の５様式までを次のように改める。

別記第３号の４様式(第２条関係)

（表１）

熊本県

㊋　領収済通知書

加入者名		口座記号番号		税額	円
収納機関番号		納付番号		確認番号	
納付区分					
納期限		年度		OCR-ID	

延滞金額	□□□□□□□□□□円	所管事務所	
		取りまとめ金融機関	
合計金額	□□□□□□□□□□円	取りまとめ店	
		CVS収納代行会社	
納税者氏名（住所等非表示）			

領収日付印

（都道府県／CVS本部保管）

CVS収納用

コンビニ等取扱期限

（御注意）バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額を訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

ATM読取り不可

納付書（原符）㊋

加入者名	
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
税額	円
延滞金額	円
合計金額	円
納税者氏名（住所等非表示）	
年度・登録番号	
所管事務所	

領収日付印

（金融機関／CVS店舗保管）

（表2）

㊣ 自動車税種別割
納税通知書兼領収証書

登録番号			
グリーン化税制			
区分		年度	
課税の根拠			
納期限			
税額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		

上記のとおり課税しましたので通知します。

裏面の注意事項等を御確認の上、納期限までに納付してください。

熊本県自動車税事務所長　印

上記の金額を領収しました。

領　収　日　付　印
収入印紙不要

（納税者保管）

自動車税種別割納税証明書
（継続検査・構造等変更検査用）

登録番号	
車台番号	
有効期限	

※上記の登録番号の自動車について、領収日付のあるものについては、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

熊本県自動車税事務所長　印

領　収　日　付　印
収入印紙不要

（納税者保管）

（裏1）

納付の場所

（裏2）

御案内（別添のお知らせも御覧ください。）

1　賦課の理由

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。

あなたは、地方税法第177条の8及び熊本県税条例第102条に規定する賦課期日（4月1日）現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第146条及び熊本県税条例第99条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員等に基づき熊本県税条例第101条に定められています。

2　延滞金

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

年の延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日まで年　　%、その後は年　　%の割合で計算されます。

3　滞納処分

納期限までに完納されない場合は、地方税法第177条の19及び第177条の21の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

4　自動車税の脱税に関する罪

偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。

5　身体障害者手帳等をお持ちの方へ

身体障害者手帳等をお持ちの方は、申請されると減免を受けられる場合があります。

申請期限　　年　月　日（　）（自動車税の納期限後30日を経過する日）

6　教示

（1）この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（2通）は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

（2）処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の４の２様式(第２条関係)

自動車税種別割納税通知書

様

次のとおり課税しましたので、裏面を参照の上、納期限までに納めてください。

税目		登録番号			
年度		期別		区分	
グリーン化税制					
確定額	円		円		
既納付額	円		円		
課税の根拠	裏面を御覧ください。				
税額	円	納期限			

年　　月　　日

熊本県自動車税事務所長　　印

（課税の根拠）

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。

あなたは、地方税法第１７７条の８及び熊本県税条例第１０２条に規定する賦課期日（４月１日）現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第１４６条及び熊本県税条例第９９条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などに基づき熊本県税条例第１０１条に定められています。

（注意）

１　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年 7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3％の割合を超える場合には、年 7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年 14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

２　納期限までに納付されない場合は、地方税法第１７７条の１９及び第１７７条の２１の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

３　偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、５年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

２　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の４の２様式の付表（第２条関係）

自動車税種別割納税通知書内訳書（一括納税用）

納税者番号

郵便番号

住所

氏名・名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

金融機関

口座番号

				合計			
通番	登録番号	車台番号	抹消年月日	グリーン化区分	税額(円)	既納付額(円)	差引税額(円)

（注）　この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第３号の５様式（第２条関係）

様

自動車税種別割納税通知書（口座振替用）

次のとおり納付してください。

様

登録番号	区分	調定年度	
グリーン化税制			
円	円	円	円
課税の根拠			
裏面を御覧ください。			

納期限	

この税金は、あなたが指定した金融機関の預金口座から自動的に納付されますので、預金残高をお確かめください。

また、領収証等は送付しませんので、通帳等で納付の確認をお願いします。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

年　　月　　日

熊本県自動車税事務所長　　印

郵便はがき

――御　案　内――

※課税の根拠などについて

1　課税の理由

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。

あなたは、地方税法第177条の８及び熊本県税条例第102条に規定する賦課期日（４月１日）現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第146条及び熊本県税条例第99条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員等に基づき熊本県税条例第101条に定められています。

2　延滞金

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合(地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3　滞納処分

納期限までに納付されない場合は、地方税法第177条の19及び第177条の21の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

4　自動車説の脱税に関する罪

偽りその他不正の行為によって自動車税の全額又は一部を免れた者は、５年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処し、又は懲役及び罰金を併科されます。

5　教示

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することができなくなります。

なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

(2) 処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の５様式の次に次の２様式を加える。

別記第３号の５の２様式(第２条関係)

年　　月　　日

様

熊本県自動車税事務所長　　印

自動車税種別割納税通知書

あなたの自動車税種別割は次のとおりです。

つきましては、先に依頼のありました次の預金口座から、　　年　　月　　日に振り替えますので、口座残高の確認をお願いします。

１　税　　　額

２　課税対象車両

３　納　期　限

４　口座振替指定金融機関及び口座番号

＜課税の根拠＞

裏面を御覧ください。

（課税の根拠）

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。

あなたは、地方税法第１７７条の８及び熊本県税条例第１０２条に規定する賦課期日（４月１日）現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第１４６条及び熊本県税条例第９９条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などに基づき熊本県税条例第１０１条に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年 7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年 14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されない場合は、地方税法第１７７条の１９及び第１７７条の２１の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

3　偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、５年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することができなくなります。

なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の５の３様式(第２条関係)

年　　月　　日

様

熊本県自動車税事務所長　　印

自動車税種別割納税通知書

あなたの自動車税種別割は下記のとおりです。

つきましては、先に依頼のありました下記の預金口座から、　　年　　月　　日に振り替えますので、口座残高の確認をお願いします。

記

1　税　　　額

2　課税対象車両

3　区　　　分

4　年　　　度

5　課税 の 根拠　裏面を御覧ください。

6　納　期　限

7　口座振替指定金融機関及び口座番号

（課税の根拠）

自動車税種別割は、自動車に対し、自動車の主たる定置場がある都道府県がその所有者に課する税です。あなたは、地方税法第１７７条の８及び熊本県税条例第１０２条に規定する賦課期日（４月１日）現在、表面に記載した登録番号の自動車の所有者であると認められることから、地方税法第１４６条及び熊本県税条例第９９条の規定により自動車税種別割を課税しました。

なお、自動車税種別割の税率は、自動車の種別、排気量、積載量、乗車定員などに基づき熊本県税条例第１０１条に定められています。

（注意）

１　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年 7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年 14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

２　納期限までに納付されない場合は、地方税法第１７７条の１９及び第１７７条の２１の規定により督促及び滞納処分を実施することになります。

３　偽りその他不正の行為によって自動車税の全部又は一部を免れた者は、５年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することができなくなります。

なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。

２　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の５の３様式の付表(第２条関係)

自動車税種別割納税通知書内訳書（大口口座振替用）

納税者番号

氏名・名称　　　　　　　　　　　　　　　様

		件				
	登録番号	グリーン化区分	年税額(円)	減免等の額(円)	既納付額(円)	差引税額(円)

/

（注）　この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第３号の６様式を次のように改める。

別記第３号の６様式(第２条関係)

鉱区税納税通知書

様

次のとおり納付書により納付してください。

課税年度				期別	
鉱業権登録番号					
課税番号					
区分	課税標準	百アール 千メートル	税率(円)	月数	税額(円)
既確定額					
確定額					
差引					
課税の根拠	裏面を御覧ください。				
納付する税額	円		納期限		

年　月　日

熊本県県央広域本部長　　印

（課税の根拠）

鉱区税は、鉱区に対し、その鉱業権者に課する税です。

あなたが、地方税法第１８１条及び熊本県税条例第１１２条に規定する賦課期日（４月１日）現在の鉱区の鉱業権者又は同日後に納税義務が発生した鉱業権者と認められることから、地方税法第１７８条及び熊本県税条例第１１０条の規定により記載のとおり課税しました。

なお、鉱区税の税率は、鉱業の目的等に基づき熊本県税条例第１１１条に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第３号の６様式の次に次の２様式を加える。

別記第３号の７様式(第２条関係)

個人事業税納税通知書

様

次のとおり納付書により納付してください。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限		

年税額/税額	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	裏面を御覧ください。		

年　月　日

熊本県　　　広域本部長　印

（課税の根拠）

個人事業税は、地方税法第７２条の２第８項から第１０項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法第７２条の２第３項及び第７２条の５０第１項又は第４項の規定並びに熊本県税条例第３９条第２項の規定により、個人事業税を課税しました（地方税法第７２条の４９の１２第１項ただし書の規定の適用を受ける医業、歯科医業等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第７２条の５０第１項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。）。

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第４１条第４項に定められています。

（注意）

1　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第３号の８様式(第２条関係)

個人事業税納税通知書（口座振替用）

様

この税金は、あなたが依頼された次の金融機関の預金口座から自動的に納付されますので預金残高をお確かめください。また、領収証等は送付しませんので、通帳等で納付の確認をお願いします。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
％	円	円	
％	円	円	
％	円	円	

年税額/税額	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	裏面を御覧ください。		

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限		

〈振替口座〉

金融機関名			
預金種別		口座番号	

年　月　日

熊本県　　広域本部長　印

（課税の根拠）

個人事業税は、地方税法第７２条の２第８項から第１０項までに掲げる個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準として、これらの事業を行う個人に課する税です。

あなたが税務官署に申告若しくは修正申告を行い、又は税務官署が更正若しくは決定を行ったあなたの前年分以前の所得について、地方税法第７２条の２第３項及び第７２条の５０第１項又は第４項の規定並びに熊本県税条例第３９条第２項の規定により、個人事業税を課税しました（地方税法第７２条の４９の１２第１項ただし書の規定の適用を受ける医業、歯科医業等を行う個人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人については、同法第７２条の５０第１項ただし書の規定により、調査によって所得を決定し、個人事業税を課税しました。）。

なお、個人事業税の税率は、事業の種類に基づき熊本県税条例第４１条第４項に定められています。

（注意）

１　納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数がある場合、又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

２　納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

２　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

別記第１３号様式及び別記第１３号の２様式を次のように改める。

別記第１３号様式（第７条関係）

年　月　日

様

熊本県県央広域本部長　　印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号		事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで
法人番号		更正(決定)の理由	
指定納期限	年　月　日		

法人事業税

摘要			課税標準	税率$\left(\frac{}{100}\right)$	税額
所得割	所得金額又は個別所得金額の総額	①	円		
	本県分 年400万円以下の金額	②			円
	本県分 年400万円を超え年800万円以下の金額	③			
	本県分 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	④			
	合計 ②＋③＋④	⑤			
付加価値割	付加価値額総額	⑥			
	本県分	⑦			
資本割	資本金等の額総額	⑧			
	本県分	⑨			
収入割	収入金額総額	⑩			
	本県分	⑪			
合計事業税額 ⑤＋⑦＋⑨＋⑪		⑫			

改正法附則の控除額 ⑬		事業税の特定寄附金税額控除額 ⑭	
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑮			
既に納付の確定した事業税額 ⑯		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑰	
差引事業税額 ⑫－⑬－⑭－⑮－⑯－⑰ ⑱		⑱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ⑲	
⑱のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ⑳		納付すべき事業税額 ⑱＋⑲＋⑳ ㉑	

特別法人事業税又は地方法人特別税

摘要	課税標準	税率$\left(\frac{}{100}\right)$	税額
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉒	円		円
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉓			
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉒＋㉓ ㉔			

仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉕	円	既に納付の確定した税額 ㉖	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉗		差引税額 ㉔－㉕－㉖－㉗ ㉘	
㉘のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉙		㉘のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㉚	
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉘＋㉙＋㉚	㉛		

加算金 区分	算定基礎となる税額	率$\left(\frac{}{100}\right)$	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
過少申告加算金（加重対象分） ㉜	円		円	円	円
不申告加算金（加重対象分） ㉜					
重加算金 ㉝					

今回納付すべき総額 ㉑＋㉛＋㉜＋㉝＋54－56	円

法人県民税

課税標準税額 法人税総額	㉞	円
課税標準税額 本県分	㉟	
本県分法人税割額 $\left(㉟\times\frac{}{100}\right)$	㊱	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	㊲	
税額控除超過額相当額の加算額	㊳	
外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	㊴	
外国の法人税等の額の控除額	㊵	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	㊶	
利子割額の控除額	㊷	
差引法人税割額 ㊱－㊲＋㊳－㊴－㊵－㊶－㊷	㊸	
既に納付の確定した法人税割額	㊹	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	㊺	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	㊻	
再差引法人税割額 ㊸－㊹－㊺＋㊻	㊼	
均等割額	㊽	
既に納付の確定した均等割額	㊾	
差引均等割額 ㊽－㊾	㊿	
県民税額の合計額 ㊼＋㊿	51	
51のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	52	円
51のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	53	
納付すべき県民税額 ㊿＋51＋52	54	
利子割額	55	
還付利子割額	56	

分割基準		
県民税	総数	
	本県分	
事業税１	総数	
	本県分	
事業税２	総数	
	本県分	
事業税３	総数	
	本県分	
売上高	総数	
	軌道、鉄道	

（注意）

1　この通知により納付すべき額については、指定納期限までに納付書により納付してください。

2　不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年１%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）の経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは県央広域本部にお尋ねください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１３号の２様式（第７条関係）

年　　月　　日

様

熊本県県央広域本部長　　印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。この通知により納付すべき額がある場合は、指定した納期限までに納付してください。

課税番号		事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで
法人番号		更正(決定)の理由	
指定納期限	年　月　日		

法　人　事　業　税

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
法第七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事業	所得割	所得金額又は個別所得金額の総額 ①	円		
		本県分 年400万円以下の金額 ②			円
		本県分 年400万円を超え年800万円以下の金額 ③			
		本県分 年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 ④			
		本県分 合計 ②＋③＋④ ⑤			
	付加価値割	付加価値額総額 ⑥			
		本県分 ⑦			
	資本割	資本金等の額総額 ⑧			
		本県分 ⑨			
	収入割	収入金額総額 ⑩			
		本県分 ⑪			
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 ⑫			
		本県分 ⑬			
	付加価値割	付加価値額総額 ⑭			
		本県分 ⑮			
	資本割	資本金等の額総額 ⑯			
		本県分 ⑰			
	収入割	収入金額総額 ⑱			
		本県分 ⑲			
合計事業税額 ⑤＋⑦＋⑨＋⑪＋⑬＋⑮＋⑰＋⑲ ⑳					

事業税の特定寄附金税額控除額 ㉑		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉒	
既に納付の確定した事業税額 ㉓		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉔	
差引事業税額 ⑳－㉑－㉒－㉓－㉔ ㉕		㉕のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉖	
㉕のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㉗		納付すべき事業税額 ㉕＋㉖＋㉗ ㉘	

特　別　法　人　事　業　税

摘要	課税標準	税率（/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税 ㉙	円		円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税 ㉚			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税 ㉛			
合計特別法人事業税額 ㉙＋㉚＋㉛ ㉜			

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉝	円	既に納付の確定した特別法人事業税額 ㉞	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉟		差引特別法人事業税額 ㉜－㉝－㉞－㉟ ㊱	
㊱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㊲		㊱のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㊳	
納付すべき特別法人事業税額 ㊱＋㊲＋㊳ ㊴			
今回納付すべき総額 ㉘＋㊴＋㊵＋㊶＋⑥⓪			

法　人　県　民　税

課税標準税額	法人税総額 ㊷		円
	本県分 ㊸		
本県分法人税割額（㊸×/100） ㊹			
道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㊺			
税額控除超過額相当額の加算額 ㊻			
外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ㊼			
外国の法人税等の額の控除額 ㊽			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㊾			
差引法人税割額 ㊹－㊺＋㊻－㊼－㊽－㊾ ㊿			
既に納付の確定した法人税割額 51			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 52			
再差引法人税割額 ㊿－51－52 53			
均等割額 54			
既に納付の確定した均等割額 55			
差引均等割額 54－55 56			
県民税額の合計額 53＋56 57			
57のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 58			
57のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 59			
納付すべき県民税額 56＋57＋58 ⑥⓪			

分割基準		
県民税	総数	
	本県分	
事業税1	総数	
	本県分	
事業税2	総数	
	本県分	
事業税3	総数	
	本県分	
売上高	総額	
	軌道又は鉄道	

加算金 区分	過少申告加算金（加重対象分） ㊵	不申告加算金（加重対象分）	重加算金 ㊶
算定基礎となる税額	円		
率（/100）			
加算金額	円		
既に納付の確定した額	円		
過不足額	円		

（注意）

1　この通知により納付すべき額については、指定納期限までに納付書により納付してください。

2　不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）の経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは県央広域本部にお尋ねください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１３号の２様式の次に次の１様式を加える。

別記第１３号の３様式(第７条関係)

年　　月　　日

様

熊本県県央広域本部長　　印

県民税利子割
県民税配当割　　　　　更正・決定通知書
県民税株式等譲渡所得割

地方税法第　条の　の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利子の種類 /金融商品の種類							
更正（決定）の理由							

	区　分	課税標準額（円）	税額（円）
本税	更正（決定）額　①		
	既に納入（納付）の確定した額　②		
	過不足額　①-②　③		

	区分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額(円)	過不足額（円）
加算金	過少申告加算金（加重対象分）					
	不申告加算金（加重対象分）					
	重加算金					

申告書提出期限		加算金計　④（円）	
指定納期限		納入（納付）すべき額　③+④（円）	

（注意）

1　この不足税額及び加算金については、指定納期限までに納入（納付）書により納入（納付）してください。

2　不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間（地方税法第５６条第３項又は第４項及び第７２条の４４第３項又は第４項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。）の経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入（納付）しなければなりません。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは県央広域本部にお尋ねください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１４号様式及び別記第１４号の２様式を次のように改める。

別記第１４号様式（第７条関係）

年　　月　　日

様

熊本県県央広域本部長　　印

県たばこ税更正・決定通知書

地方税法第７４条の２０の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">課税番号</td><td colspan="3"></td><td>事業者番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">課税対象年月</td><td colspan="3"></td><td>申告書提出期限</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">更正（決定）の理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">本税</td><td colspan="4">区　分</td><td>課税標準　（本）</td><td>税　額　（円）</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">更正（決定）額　①</td><td colspan="2">製造たばこ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">旧３級品</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">既に納付・還付の確定した額　②</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">過不足額①－②　③</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">加算金</td><td>区　分</td><td colspan="2">算定基礎となる税額(円)</td><td>率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$</td><td>加算金額　（円）</td><td>既に納付の確定した額　（円）</td><td>過不足額　（円）</td></tr>
<tr><td>過少申告加算金（加重対象分）</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>不申告加算金（加重対象分）</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>重加算金</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申告書提出年月日</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">加　算　金　計　④</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">指　定　納　期　限</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">納　付　す　べ　き　額　③＋④</td><td>円</td></tr>
</table>

（注意）

1　この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納付書により納付してください。

2　不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年 7.3%の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年 14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付してください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１４号の２様式(第７条関係)

年　月　日

様

熊本県県央広域本部長　印

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

地方税法第８７条の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

課税番号		課税対象年月		登録番号	
更正（決定）の理由					

本税	区分		更正（決定）による額等	既に納入(納付)の確定した額等	過不足額等
	利用人員（人）				
	税額　（円）				①
			税額内訳		
	今回分	等級			
		利用人員（人）			
		税額（円）			
	既確定分	等級			
		利用人員（人）			
		税額（円）			

加算金	区分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額（円）
	過少申告加算金（加重対象分）					② ③
	不申告加算金（加重対象分）					④ ⑤
	重加算金					⑥

申告書提出期限	申告書提出年月日	指定納期限	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥（円）	

（注意）

1　この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入（納付）書により納入（納付）してください。

2　不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入（納付）してください。

（教示）
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）
この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１４号の２の２様式を次のように改める。
別記第１４号の２の２様式　削除
別記第１４号の２の３様式及び別記第１４号の２の４様式を次のように改める。

別記第１４号の２の３様式(第７条関係)

年　月　日

様

熊本県　　広域本部長　　印

軽油引取税更正・決定通知書

地方税法第１４４条の４４の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

課税番号		課税対象年月（日）		事業者コード	
更正（決定）の理由					

	区　分	更正（決定）による額等	既に納入（納付）の確定した額等	過不足額等
本税	課税標準量（L）			
	税　額（円）			①

	区分	算定基礎となる税額	率(/100)	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
加算金	過少申告加算金（円） （加重対象分）					② ③
	不申告加算金（円） （加重対象分）					④ ⑤
	重加算金（円）					⑥

申告書提出期限	申告書提出年月日	指定納期限	納入（納付）すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥	円

（注意）

１　不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入（納付）書により納入（納付）してください。

２　不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入（納付）してください。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の２の４様式(第７条関係)

年　　月　　日

様

熊本県自動車税事務所長　　印

自動車税環境性能割更正・決定通知書

地方税法第１６８条、第１７１条及び第１７２条の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

登録番号		申告等年月日			
区分	確定額	既確定額	差引増減額		
課税標準額(千円)					
税率					
税額(円)					
	計算の基礎となる税額(円)	率	確定額(円)	既確定額(円)	差引増減額(円)
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重加算金					
通知納期限				加算金計(円)	
				納付すべき額(円)	

(備考)

1　この通知により納付すべき額については、通知納期限までに別紙納付書により近くの指定金融機関(肥後銀行)、収納代理金融機関、自動車税事務所又は各広域本部で納付してください。

2　不足税額については、申告納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

(裏面も御覧ください。)

（更正・決定の理由）

(教示)
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
　なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、熊本県自動車税事務所を経由して提出することができます。
2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(注意)
この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１８号様式を次のように改める。

別記第１８号様式（第１０条、第１１条関係）

年　　月　　日

様

整理番号

熊本県　　広域本部長　　　印

徴収猶予（期間延長・取消）通知書

次のとおり徴収猶予（徴収猶予期間の延長・徴収猶予の取消し）をしましたので、熊本県税条例施行規則第１０条第２項（第１０条第３項・第１１条第２項）の規定により通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">課　税　年　度</td><td colspan="2">納　期　限</td><td colspan="2">不動産区分</td><td>取得者数</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">当 初 税 額</td><td rowspan="2" colspan="2">円</td><td colspan="2">徴収猶予（取消）の事由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">徴収猶予の期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="7">内　　　　訳</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">税目</td><td>課税番号</td><td rowspan="2">猶予額
(取消額)</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td>年度</td><td>期別</td><td>納期限</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2">円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注意）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１９号の６の２様式を削る。
別記第２３号様式を次のように改める。

別記第２３号様式（第１４条関係）

年　月　日

様

熊本県県央広域本部長　　印

法人事業税・特別法人事業税に係る

確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

次のとおり申告書の提出期限（申告納付期限）の延長の承認（延長の申請の却下・延長の承認の取消し・延長月数の変更・延長の廃止）をしましたので通知します。

１　法人の名称等

主たる法人の事務所・事業所の所在地	
法人名	

２　承認等の内容

事業年度及び期間等	法令
自　から　承認 月間延長 至　却下	地方税法第72条の25第3項 （〃　第72条の25第5項） （〃　第72条の28第2項） （〃　第72条の29第2項）
自　について延長　承認 却下 至 申告期限	地方税法第72条の25第2項、第4項 （〃　第72条の25第6項、第7項） （〃　第72条の25第16項） （〃　第72条の28第2項） （〃　第72条の29第2項）
自 から　月間に変更 至　延長承認の取消し・廃止	地方税法施行令 （〃　第24条の4第4項） （〃　第24条の4第6項） （〃　第24条の4の3第1項）

３　却下等の理由

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注意）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第２３号の２様式を削る。
別記第２４号様式を次のように改める。

別記第２４号様式（第１５条関係）

過誤納金還付・充当等通知書

〒

様

不明な点がありましたら、下記のところまで御連絡ください。

あなたが納付された税金に係る過誤納金を次のとおり還付・充当(委託納付)したので通知します。

年度	還付金額のお支払		
	支払方法	送金No.	預金種別・口座番号
一般会計	金融機関名		

年　月　日

熊本県　　　広域本部長　　印
熊本県自動車税事務所長

還付額 [　　　] 円 ＝ ①過誤納額 ＋ ②還付加算金額 － ③充当額　※ 教示事項 裏面のとおり

過誤納金額の明細	税目						
	税区分						
	補助情報						
	期別						
	納付した額						
	納付すべき額						
	過誤納額　①						
	還付加算金額②						
	還付する理由						
	発生年月日						

なお、あなたに未納の徴収金がある場合は、地方税法第１７条の２の規定により充当しています。

充当額の明細	税目						
	税区分						
	所管						
	補助情報						
	期別						
	充当適状日						
	充当額　③						
	充当後未納額						

(注)　本通知書における充当額には特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１４条又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）附則第３１条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第１６条の規定により委託納付した額を含みます。

（教　示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部（自動車税事務所）を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第２６号の２様式（その１）中「及び」を「、」に改め、（注）に次の１号を加える。

３　令和５年１月１日以後にその特別徴収義務が成立する県民税利子割に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」及び「差引」の項中「支払金額」の欄は記載する必要はありません。

別記第２６号の２様式（その２）中「及び請求」を「、請求」に改め、（注）に次の１号を加える。

４　令和５年１月１日以後にその特別徴収義務が成立する県民税配当割に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」及び「差引」の項中「支払金額」の欄は記載する必要はありません。

別記第２６号の２様式（その３）中「及び請求」を「、請求」に改め、（注）に次の１号を加える。

４　令和５年１月１日以後にその特別徴収義務が成立する県民税株式等譲渡所得割に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」及び「差引」の項中「支払金額」の欄は記載する必要はありません。

別記第２６号の２様式（その４）中「及び」を「、」に改め、（注）に次の１号を加える。

５　令和５年１月１日以後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正の請求をする場合には、「更正の請求前」及び「差引」の項中「課税標準額（数量）」の欄は記載する必要はありません。

別記第２７号様式及び別記第２８号様式を次のように改める。

別記第２７号様式（その１）（第１８条関係）

督促状

氏名又は名称

様

次のとおり県税が滞納になっていますので、納税通知書又は納付書若しくは納入書により至急納めてください。

年度	期別	区分
税目	納期限	補足情報
所管事務所	根拠規定	

納付（納入）する金額		円
		円
		円
		円
		円
		円
合計		円

年　月　日

熊本県　　広域本部長
熊本県自動車税事務所長　　　　印

※必要に応じて追記、修正、削除すること。

郵便番号
住所

氏名又は名称　　　　様

（差出人）
郵便番号
住所

電話番号

（御案内）

1　滞納処分

この督促状を発した日から起算して１０日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により預金・給与その他の財産の差押えの処分を受けることになります。

2　延滞金の計算

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6%の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは広域本部にお尋ねください。

納期限の翌日 〜 1箇月	1箇月 〜 税金完納の日
年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)	年14.6%の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)

3　納付又は納入の場所

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第１９条の４第１号に規定する日が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する日後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部（自動車税事務所）を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第１９条の４第１号に規定する日後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（表１）

別記第２７号様式（その２）（第１８条関係）

熊本県

領収済通知書 ㊋

加入者名		口座記号番号		金額	円		
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	
納期限		年度				OCR-ID	

延滞金額	□□□,□□□,□□□円	所管事務所	
		取りまとめ金融機関	
合計金額	□□□,□□□,□□□円	取りまとめ店	
		CVS収納代行会社	
納税者氏名（住所等非表示）	様		

CVS収納用

コンビニ等取扱期限

（御注意）バーコードがないもの、読取りができないもの又は金額を訂正したものはコンビニエンスストア等では納付できません。

領収日付印

（都道府県/CVS本部保管）

㊋ 納付書（原符）

加入者名			
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金額	円		
合計金額	円		
納税者氏名（住所等非表示）			
年度・登録番号			
所管事務所			

領収日付印

（金融機関/CVS本部保管）

（表２）

郵便番号
住所

氏名又は名称　　　　　　　　様

（差出人）
郵便番号
住所

電話番号

督促状

あなたの県税が次のとおり滞納になっていますので、納付書により至急納めてください。

氏名又は名称

様

年度	期別	区分
税目	納期限	所管事務所

納付する金額
円

根拠規定

金額	円
延滞金額	円
合計金額	円

年　　月　　日

熊本県　　　　広域本部長
熊本県自動車税事務所長　　　印

領収証書

左記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印
収入印紙不要

（納税者保管）

（御案内）

1　滞納処分

この督促状を発した日から起算して１０日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により預金・給与その他の財産の差押えの処分を受けることになります。

2　延滞金の計算

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）)を乗じて計算し、その期間経過後はその日数に応じ年14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算します。ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは広域本部にお尋ねください。

納期限の翌日 ～ １箇月	１箇月 ～ 税金完納の日
年7.3％の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合)	年14.6％の割合(各年の延滞金特例基準割合が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合)

3　納付又は納入の場所

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。また、地方税法第１９条の４第１号に規定する日が上記の期限よりも先に到来する場合は、同号に規定する日後は、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部（自動車税事務所）を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)又は(3)に該当する場合においても、地方税法第１９条の４第１号に規定する日後は、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第２８号様式(その１)(第１９条の２関係)

納 税 証 明 書

住　　　所

氏名または名称

使用目的

証明事項

税　　目					
事業年度・課税年度または年・月	区　分	納付（納入）すべき額 円	納付（納入）した額 円	未納の額 円	法定納期限
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
					・　・
課税客体等					

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

熊本県　　広域本部長
熊本県自動車税事務所長　　印

別記第２８号様式(その２）（第１９条の２関係)

No.

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

次の登録番号の自動車について、自動車税種別割の滞納がないことを証明します。

年　　月　　日

熊本県　　　広域本部長
熊本県自動車税事務所長　　　印

自動車登録番号
車　台　番　号
有　効　期　限
備　　　考

注意事項
登録番号を修正したものは全て無効です。
登録番号に誤りがないかを確かめてください。

別記第２８号様式（その３）（第１９条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="6">鉱 区 税 納 税 証 明 書</td></tr>
<tr><td>発行番号</td><td colspan="2">第　　　　　　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="6">住　　　所
鉱 業 権 者
又は鉱業代理人</td></tr>
<tr><td>登 録 番 号</td><td colspan="5">熊本県(採・試)掘権登録第　　　　号</td></tr>
<tr><td>鉱区所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>面　　積</td><td colspan="2">（アール）</td><td>種　　別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>課 税 年 度</td><td>税　　額</td><td colspan="2">完納・未納</td><td colspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>年度</td><td>円</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>年度</td><td>円</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>年度</td><td>円</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>年度</td><td>円</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>滞 納 の 理 由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり証明します。

年　　月　　日

熊本県県央広域本部長　印</td></tr>
</table>

（注）１　種別欄には、試掘権の延長又は試掘権の採掘権への転願のいずれかを明記してください。
２　滞納の理由欄には、鉱区税の滞納が天災その他やむを得ない理由によるものである場合に限ってその旨を詳細に明記してください。

別記第２９号の４の３様式中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結事業年度」を「通算制度適用事業年度」に、「連結承認」を「通算制度承認」に改める。

別記第２９号の４の４様式を次のように改める。

別記第２９号の４の４様式（第１９条の６の３関係）

受付印

法　人　異　動　届

管理番号	

年　月　日 熊本県県央広域本部長　様	ふりがな 法人名	
	代表者の氏名	
	法人番号	
	所在地	〒 （TEL　―　―　）

	新	旧	異動年月日
法人名			年　月　日
代表者			年　月　日
本店所在地	〒	〒	年　月　日
支店等名称			年　月　日
支店等所在地	〒	〒	年　月　日
事業年度	月　日から　月　日まで	月　日から　月　日まで	
資本金の額又は出資金の額			年　月　日
資本金等の額			年　月　日
事業種目			年　月　日
その他（　　）			年　月　日

	名称	所在地	設置・廃止年月日
支店等の設置又は廃止		〒	年　月　日
	支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無(有・無)		

合併	合併法人	法人名		合併年月日
		所在地	〒 （TEL　―　―　）	
	被合併・被分割法人	法人名		年　月　日
		所在地	〒	

通算制度の承認等	☐通算親法人 ☐通算子法人	区分	☐左記の通算法人となった。 ☐左記の通算法人でなくなった。
	上記区分に該当することとなった事由	☐通算制度の承認があった。　☐完全支配関係を有することとなった。 ☐完全支配関係を有しなくなった。(原因：　　　　　　　) ☐通算制度の承認の取消処分があった。 ☐通算制度適用の取りやめの承認があった。（グループ通算制度へ移行しない旨の届出を行った）	
	上記事由が生じた日	年　月　日	
	最初通算親法人事業年度	年　月　日から　年　月　日まで	
	通算子法人適用開始事業年度	年　月　日から　年　月　日まで	
	通算子法人の場合	通算親法人法人名	
		通算親法人所在地	

解散	清算人氏名		解散年月日
	清算人住所	〒 （TEL　―　―　）	年　月　日

	解散年月日	残余財産確定の日	清算結了日
清算結了	年　月　日	年　月　日	年　月　日

添付書類　登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
　　登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
　　合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
　　通算法人となった場合は、グループ通算制度の承認の申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
　　通算法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し

関与税理士署名	（TEL　　　）

備考　この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第３２号様式を次のように改める。

別記第３２号様式（第２２条関係）

年　　月　　日

様

整理番号

熊本県　　広域本部長　　印

不 動 産 取 得 税 減 額 通 知 書

不動産取得税について次のとおり決定しましたので、熊本県税条例施行規則第２２条の規定により通知します。

課 税 年 度	課税番号	不動産区分	取得持分	共有者数

物件所在地	
適用控除減額事由	

区分	課税標準額	税率	税額	減額	確定税額
確定額（１）	円	％	円	円	円
既確定額（２）	円	％	円	円	円
増減額 (1)－(2)	円	％	円	円	円

既に納付済みの方で賦課決定等によって過納となった方には、別途還付（その他の未納税額のある場合は充当の上、別途充当通知）を行います。

（教示）
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
（注意）
この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第３３号様式を次のように改める。

別記第３３号様式(第２３条関係)

年　月　日

特別徴収義務者

様

熊本県県央広域本部長　　印

ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級決定・変更通知書

熊本県税条例施行規則第２３条第１項の規定により、ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級を次のとおり決定・変更します。

<table>
<tr><td rowspan="2">ゴルフ場</td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>等級</td><td colspan="2">税率</td><td>左の等級の適用される期間</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="3">決定・変更の理由</td></tr>
</table>

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注意）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第３７号様式を次のように改める。

別記第３７号様式（第２５条関係）

（提出用）

発信年月日		処理事項		課税番号
通信日付印	確認者			
※	※	※	※	

受付印　※印欄は記入しないでください。

年　月　日

熊本県県央広域本部長　様

特別徴収義務者	住所（所在地）	
	氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）	
	個人番号（法人番号）※右詰めで記載	
この申告書について応答する係及び氏名		電話番号

□年□月分　ゴルフ場利用税納入申告書

申告納入期限　　年　月　日

熊本県税条例第７７条第１項の規定により申告します。

ゴルフ場所在地	
ゴルフ場名	

期間	等級	税率①	区分		利用人員②（非課税分を除く）	税額　①×②
月　日から月　日まで	級	円	通常		千　人	百万　千　円
		円	軽減分	65歳以上70歳未満		
				競技会の選手		
				早朝利用等		
		計　③			人	円
月　日から月　日まで	級	円	通常		人	円
		円	軽減分	65歳以上70歳未満		
				競技会の選手		
				早朝利用等		
		計　④			人	円
月　日から月　日まで	級	円	通常		人	円
		円	軽減分	65歳以上70歳未満		
				競技会の選手		
				早朝利用等		
		計　⑤			人	円
総合計　（③＋④＋⑤）					人	円

非課税適用人員の内訳

18歳未満	70歳以上	障害者	国民体育大会	国際競技大会	学生・生徒等
人	人	人	人	人	人

ゴルフ場の種類	
備考	

別記第４５号の９様式を次のように改める。

別記第４５号の９様式(第３２条の８関係)

年　　月　　日

様

熊本県　　広域本部長　　印

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

下記のとおり特別徴収義務者の登録をしましたので、熊本県税条例第９８条第２項の規定により、通知します。

記

特別徴収義務者	住（居）所 (所在地)	
	氏　　名 (法人名)	
登　録　年　月　日		

別記第４５号の１１様式を次のように改める。

別記第４５号の１１様式(第３２条の８関係)

年　　月　　日

様

熊本県　　広域本部長　　印

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

下記のとおり特別徴収義務者の登録を消除することとしましたので、熊本県税条例第９８条第６項の規定により、通知します。

記

特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	
	氏　　名 （法人名）	
登　録　消　除　年　月　日		
（理由）		

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

　なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

　ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１１条の８の２を削る改正規定、第２０条の２の改正規定、第２２条の改正規定（「第５９条第１項（」の次に「同条第５９条第６項の規定により適用する場合及び」を加える部分に限る。）、別記第１９号の６の２様式を削る改正規定、別記第２４号様式、別記第２９号の４の３様式及び別記第２９号の４の４様式の改正規定並びに次項及び附則第４項の規定　公布の日

(2)　別記第２６号の２様式の改正規定及び附則第３項の規定　令和４年１２月３１日

(3)　前２号及び次号に掲げる規定以外の規定　令和５年１月４日

(4)　第１０条第２項の改正規定及び第２２条の改正規定（「第６１条第１項」の次に「、第６２条第１項」を加える部分、「まで若しくは」を「まで、附則第７条の４第１項又は」に改める部分及び「又は法第７３条の２７の３第１項若しくは附則第１１条の４第１項」を削る部分に限る。）　令和５年４月１日

（経過措置）

２　前項第１号及び第３号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている通知書等は、改正後の熊本県税条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された通知書等とみなす。

３　附則第１項第２号及び第３号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている請求書その他の書類は、新規則の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

４　附則第１項第１号及び第２号に掲げる規定の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年１２月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県規則第３０号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成１７年熊本県規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第１７条の２第１項中「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税」を「第１７条の２第１項中「又は自動車税環境性能割」とあるのは「、自動車税環境性能割」に、「、「又は軽油引取税」とあるのは「、軽油引取税」を「、「又は自動車税環境性能割」とあるのは「、自動車税環境性能割」に改める。

第５条の見出し中「納入申告書」を「納入申告書等」に改め、同条中「による」の次に「ものとし、当該申告書には、課税標準に関する明細書（別記第５号の２様式）を添付するものとする」を加える。

第９条第１項中「別記第５号様式」を「別記第９号の２様式」に改め、「による」の次に「ものとし、当該申告書には、課税標準に関する明細書（別記第５号の２様式）を添付するものとする」を加える。

別記第５号様式を次のように改める。

別記第５号様式（第５条関係）

※登録番号	※課税番号

個人番号又は法人番号

受付印

年　月　日	特別徴収義務者	住　所（所在地）			
		氏　名（名　称）			
		電話番号		担当部課名及び担当者氏名	
熊本県　広域本部長　様	最終処分場	所在地			
		名　称			
		電話番号			

年　月分 産業廃棄物税納入申告書

申告期限	年　月　日

熊本県産業廃棄物税条例第１１条第１項（第２項）の規定により、次のとおり申告します。

区　分	課税標準たる重量 ①	税　率 ②	税　額 ①　×　②
申告納入	トン .	円/トン	円
備　考			

（注）１　課税標準に関する明細書（別記第５号の２様式）を添付してください。

２　※印の欄には、記入しないでください。

別記第５号様式の次に次の１様式を加える。

別記第５号の２様式（第５条、第９条関係）

特別徴収義務者(納税者)名

課税標準に関する明細書(その1)

実績月	年　月分から　　年　月分まで		
区分	委託処理に係る搬入重量（ア）	自己処理に係る搬入重量（イ）	合計重量（ア）＋（イ）
月分	トン .	トン .	トン .
月分	.	.	.
月分	.	.	.
合計	（納入申告書の①欄に転記） .	（納付申告書の①欄に転記） .	.
備考			

特別徴収義務者(納税者)名

課税標準に関する明細書(その2)

実績月	年　　月分	処理区分	委託処理　・　自己処理

産業廃棄物の種類	搬入重量(トン)(ア)	重量の測定が困難な場合			合　計(トン)(ア)＋(イ)
		体積(m³)(A)	換算係数(B)	換算重量(トン)(A)×(B)＝(イ)	
燃え殻	.		1.14	.	.
汚泥	.		1.10	.	.
廃油	.		0.90	.	.
廃プラスチック類	.		0.35	.	.
紙くず	.		0.30	.	.
木くず	.		0.55	.	.
繊維くず	.		0.12	.	.
動物又は植物に係る固形状の不要物	.		1.00	.	.
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	.		1.00	.	.
ゴムくず	.		0.52	.	.
金属くず	.		1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	.		1.00	.	.
鉱さい	.		1.93	.	.
コンクリートの破片その他これに類する不要物	.		1.48	.	.
動物のふん尿	.		1.00	.	.
動物の死体	.		1.00	.	.
ばいじん	.		1.26	.	.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	.		1.00	.	.
合計	.	／	／	.	.

(注)１　この明細書は、月ごと及び処理区分ごとに作成してください。

２　「処理区分」欄は、該当する項目に〇をつけてください。

別記第９号様式の次に次の１様式を加える。

別記第９号の２様式（第９条関係）

※登録番号	※課税番号
個人番号又は法人番号	

受付印

年　月　日 熊本県　　広域本部長　様	納税者	住　所 （所在地）			
		氏　名 （名　称）			
		電話番号		担当部課名及び 担当者氏名	
	最終処分場	所在地			
		名　称			
		電話番号			

年　　月分 産業廃棄物税納付申告書

申告期限	年　月　日

熊本県産業廃棄物税条例第１４条第１項の規定により、次のとおり申告します。

区　分	課税標準たる重量 ①	税　率 ②	税　額 ①　×　②
申告納付	トン .	円/トン	円
備　考			

（注）１　課税標準に関する明細書（別記第５号の２様式）を添付してください。

２　※印の欄には、記入しないでください。

別記第１１号様式を次のように改める。

別記第１１号様式(第１０条関係)

年　　月　　日

様

熊本県　　広域本部長　　印

産業廃棄物税更正・決定通知書

地方税法第７３３条の１６の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">課税番号</td><td></td><td colspan="2">課税対象年月（日）</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">更正（決定）の理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">本税</td><td colspan="2">区　分</td><td colspan="2">更正（決定）による額等</td><td colspan="2">既に納入（納付）の確定した額等</td><td>過不足額等</td></tr>
<tr><td colspan="2">搬入重量　（トン）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">税　率（円/トン）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">税　額　（円）</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>①</td></tr>
<tr><td rowspan="4">加算金</td><td>区　分</td><td>算定基礎となる税額</td><td>率（―/100）</td><td>加算金額</td><td colspan="2">既に納付の確定した額</td><td>過不足額</td></tr>
<tr><td>過少申告加算金（円）
（加重対象分）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>②
③</td></tr>
<tr><td>不申告加算金（円）
（加重対象分）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>④
⑤</td></tr>
<tr><td>重加算金　（円）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>⑥</td></tr>
<tr><td colspan="2">申告書提出期限</td><td colspan="2">申告書提出年月日</td><td colspan="2">指定納期限</td><td rowspan="2">納入（納付）すべき額（円）
①＋②＋③
＋④＋⑤＋⑥</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注意）

1　この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入（納付）書により納入（納付）してください。

2　不足税額については、申告納期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間はその日数に応じ年 7.3％の割合（各年の延滞金特例基準割合（地方税法附則第３条の２第１項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。）が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3％の割合を超える場合には、年 7.3％の割合））を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し、その期間経過後はその日数に応じ年 14.6％の割合（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3％の割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入（納付）してください。

(教示)

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年１月４日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により交付された通知書とみなす。

３　この規則の施行の際現に改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出されている申告書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物税条例施行規則の規定により提出された申告書その他の書類とみなす。

訓　令

熊本県訓令第１８号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各　地　方　出　先　機　関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和４年１２月２８日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和４７年熊本県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「個人県民税調定明細書」を「個人県民税調定内訳書」に改める。

第２２条第１項中「所得税の所得等調査書・個人事業税入力票（別記第７号様式）（以下この節において「所得等調査書」という。）」を「個人事業税賦課予定確認リスト」に、「所得税の更正等調査書・個人事業税入力票（別記第８号様式）（以下この節において「更正等調査書」という。）」を「個人事業税賦課確認リスト」に改め、同条第２項中「所得等調査書又は更正等調査書を」を「個人事業税賦課予定確認リスト及び個人事業税賦課確認リストの内容を確認し」に改め、同条第３項中「個人事業税決定決議書兼調定明細書」を「個人事業税賦課決議書（別記第７号様式）及び賦課内訳書（別記第８号様式）」に改める。

第２３条前段中「個人事業税決定決議書兼調定明細書」を「電算処理により作成される個人事業税調定決議書及び個人事業税調定内訳書」に改め、同条後段を削る。

第２５条中「納税通知書及び納付書は、電算処理によって作成されたものを個人事業税決定決議書兼調定明細書と照合のうえ、」を「課税地を管轄する広域本部長は、電算処理によって作成された納税通知書及び納付書を」に改める。

第２６条第１項中「所得税の更正又は条例第４８条の２の規定若しくは熊本県災害減免条例の規定により」を削り、「課税標準額又は」を「課税標準額若しくは」に、「又は減免」を「若しくは減免又は賦課決定の取消し」に、「個人事業税決定決議書兼調定明細書」を「個人事業税賦課決議書（別記第７号様式）及び賦課内訳書（別記第８号様式）」に、「個人事業税賦課決定等通知書」を「納税通知書又は個人事業税減額通知書」に改める。

第３２条中「法人県民税・事業税調定明細書」を「法人県民税・事業税調定内訳書」に改める。

第３３条を次のように改める。

（申告書の提出期限延長申請等の取扱い）

第３３条　県央広域本部長は、法第５３条第６１項の規定による届出があった場合には、必要な事項を電算処理するものとする。

２　県央広域本部長は、規則第１４条第２項に規定する承認、申請の却下、提出期限の延長の処分の取消し、指定の取消し及び指定に係る月数の変更を行う場合並びに同項に規定する届出書の提出があった場合には、必要な事項を電算処理するとともに、直ちに法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書（規則別記第２３号様式）により申請者に通知するものとする。

３　県央広域本部長は、第１項の届出をした法人又は前項の規定により通知をした法人が県内分割法人であるときは、法人事業税・特別法人事業税及び法人県民税の申告書の提出期限の延長の承認等について（別記第１４号様式）により関係都道府県知事に通知するものとする。

４　前項の規定は、規則第１４条第１項の規定により法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税に係る申告書等提出期限延長通知書又は納期限延長通知書を発した法人が県内分割法人であるときについて準用する。

５　県央広域本部長は、法人の主たる事務所又は事業所が所在する他の都道府県知事から、申告納付期限延長申請の承認等をした旨の通知を受けたときは、必要な事項を電算処理するものとする。

６　県央広域本部長は、第１項の場合には、法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書（別記第１４号の２様式）により関係市町村長に通知するものとする。

第３６条中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定決議書」を「更正・決定決議書」に改め、「別記第１６号様式）」の次に「、更正・決定

決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定確認票（別記第１６号の３様式）又は法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正・決定確認票（別記第１６号の４様式）」を加える。

第３７条第１項中「法人県民税、法人事業税に係る課税標準額等の通知書（別記第１７号様式）」を「電算処理によって作成される課税標準額等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第３８条中「法人税額等の更正又は決定に係る市町村民税の法人税額等の賦課資料通知書（別記第１８号様式）による」を「電算処理によって作成される課税標準額等に係る電磁的記録により行う」に改める。

第４１条第２項中「法人の除却決議書」を「法人の県民税・事業税除却決議書」に改める。

第４２条の２中「県民税利子割調定明細書」を「県民税利子割調定内訳書」に改める。

第４２条の３中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定確認票」に、「別記第１３号の２様式」を「別記第１３号の３様式」に改める。

第４２条の３の２中「県民税配当割調定明細書」を「県民税配当割調定内訳書」に改める。

第４２条の３の３中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定確認票」に、「別記第１３号の２様式」を「別記第１３号の３様式」に改める。

第４２条の３の４中「県民税株式等譲渡所得割調定明細書」を「県民税株式等譲渡所得割調定内訳書」に改める。

第４２条の３の５中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定確認票」に、「別記第１３号の２様式」を「別記第１３号の３様式」に改める。

第４９条中「不動産取得税決定決議書兼調定明細書又は不動産取得税減額調定決議書及び不動産取得税減額調定明細書」を「不動産取得税調定内訳書」に改め、同条後段を削る。

第５０条の見出し中「納税通知書」の次に「及び納付書」を加え、同条中「納税通知書及び納付書を電算処理によって作成し、不動産取得税決定決議書兼調定明細書と照合のうえ、」を「電算処理によって作成された納税通知書及び納付書を」に改める。

第５２条中「不動産取得税賦課決定等決議書（別記第３０号様式）」を「不動産取得税賦課決議書（別記第３０号様式）及び不動産取得税賦課内訳書（別記第３１号様式）」に改める。

第５３条中「賦課決定を取り消し、又は徴収を猶予する場合においては、不動産取得税賦課決定等決議書（別記第３０号様式）」を「又は賦課決定を取り消す場合には不動産取得税賦課決議書（別記第３０号様式）及び不動産取得税賦課内訳書（別記第３１号様式）により処理するものとし、徴収を猶予し、又は徴収の猶予を取り消す場合には徴収猶予（取消）決議書（別記第３２号様式）」に改める。

第５４条中「県たばこ税調定明細書に申告書、県たばこ税更正・決定決議書（別記第３３号様式）及び県たばこ税更正・決定明細書（別記第３３号の２様式）を添付して」を「県たばこ税調定内訳書により」に改める。

第５４条の２第１項中「県たばこ税更正・決定決議書（次項において「決議書」という。）及び県たばこ税更正・決定明細書（次項において「明細書」という。）」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び県たばこ税更正・決定確認票（別記第３３号の２様式）（次項において「決議書等」という。）」に改め、同条第２項中「及び明細書」を「等」に改める。

第５８条中「ゴルフ場利用税調定明細書に申告書、ゴルフ場利用税更正・決定決議書（別記第３６号様式又は別記第３６号の３様式）及びゴルフ場利用税更正・決定明細書（別記第３６号の２様式又は別記第３６号の４様式）を添付して」を「ゴルフ場利用税調定内訳書により」に改める。

第６０条を次のように改める。

（更正及び決定の手続）

第６０条　ゴルフ場利用税の更正又は決定は、電算処理によって作成される更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及びゴルフ場利用税更正・決定確認票（別記第３６号の２様式）（次項において「決議書等」という。）により行い、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定通知書（規則別記第１４号の２様式）（次項において「通知書」という。）により特別徴収義務者に通知するものとする。

２　申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書等により行い、通知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

第７４条中「軽油引取税調定明細書に申告書、軽油引取税更正・決定決議書（別記第４９号様式）及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第５０号様式）を添付して」を「軽油引取税調定内訳書により」に改める。

第７８条第２項中「軽油引取税免税証交付簿」を「免税軽油使用者証及び免税証（免税

軽油使用者証・免税証）受領書」に改める。
　第７８条の８第１項中「軽油引取税徴収猶予の承認、一部承認、却下通知書（別記第５７号様式）」を「徴収猶予（期間延長）通知書（別記第５７号様式）又は軽油引取税徴収猶予の一部承認、却下通知書（別記第５７号の２様式）」に改める。
　第７８条の１５第１項中「軽油引取税更正・決定決議書（別記第４９号様式）（以下この条において「決議書」という。）及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第５０号様式）（以下この条において「明細書」という。）」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び軽油引取税更正・決定確認票（別記第５７号の３様式）（以下この条において「決議書等」という。）」に改め、同条第２項中「及び明細書」を「等」に、「ついて」を「あって」に改め、同条第３項中「及び明細書」を「等」に改める。
　第８８条中「鉱区税調査表」を「鉱区税基本名簿」に改める。
　第８９条第２項中「鉱区税賦課決定（取消）決議書（別記第６９号様式）」を「鉱区税賦課決議書（別記第６９号様式）及び鉱区税賦課内訳書（別記第６９号の２様式）」に、「鉱区税賦課決定（取消）通知書」を「納税通知書又は鉱区税減額通知書」に改める。
　第１２１条の５中「に申告書及び電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定決議書（別記第１０７号の３様式）を添付して」を「及び産業廃棄物税調定内訳書により」に改める。
　第１２１条の６中「産業廃棄物税更正・決定決議書」を「更正・決定決議書（別記第１６号様式）、更正・決定決議内訳書（別記第１６号の２様式）及び産業廃棄物税更正・決定確認票（別記第１０７号の３様式）」に改める。
　「第５節　督促状の発付及び滞納整理カードの取扱い」を「第５節　督促状の発付」に改める。
　第１４３条を次のように改める。
　（徴収の状況の記録）
第１４３条　徴税吏員は、電磁的記録に徴収の状況を記録するものとする。
２　前項の規定の適用に関し必要な事項は、別に定める。
　第１４４条を次のように改める。
　第１４４条　削除
　第１４９条第１項第３号を次のように改める。
　(3)　徴収の状況を記した書類
　第１５９条第４項中「滞納整理カード」を「徴収の状況を記した書類」に改める。
　第１６０条第１項中「滞納整理カード」の次に「（別記第１５９号様式）」を加える。

別記第７号様式から別記第９号様式までを次のように改める。

別記第７号様式(第２２条関係)

個人事業税賦課決議書

事務所名	課税年度	決議年月日	通知年月日	調定年月日	作成年月日

納税通知書　　　件

(単位：円)

区分			今回調定							
			課税標準本県分	調定額	１期分		２期分		随時分	
					件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
現所得年分	第一種事業									
	第二種事業									
	第三種事業	５％事業								
		３％事業								
	合計									
過所得年分	第一種事業									
	第二種事業									
	第三種事業	５％事業								
		３％事業								
	合計									
合計	第一種事業									
	第二種事業									
	第三種事業	５％事業								
		３％事業								
	合計									

（表１）

別記第８号様式（第２２条関係）

賦課内訳書

年度

課税番号	国税番号	開業年月日	廃業年月日	口座振替金融機関名	区分	所得年	申告処理区分	国税業種（大分類）	処理区分	県税業種	収入金額	所得金額
氏名												
住所				支店名		課税年度	帳票出力区分	国税業種（小分類）				
屋号				口座種別		所得税区分	定期随時区分	青白区分				
営業所住所												
送付先氏名				口座番号		申告処理年月日	納期限（１期）	配偶者区分	事業月数	事業主控除	損失の繰越控除	被災損失繰越控除
送付先住所				送付先郵便番号		決議年月日	納期限（２期）	調査区分	専従者数	専従者控除	身体障害者控除	資産譲渡損失控除
					変更前							
					変更後							

（表２）

作成日

（単位：円）

<table>
<tr><td rowspan="3">青色申告控除</td><td colspan="2" rowspan="3">非課税等</td><td rowspan="3">課税標準額</td><td rowspan="3">率</td><td colspan="2" rowspan="3">税額</td><td>合計所得金額</td><td>１期税額</td></tr>
<tr><td>合計課税標準額</td><td>２期税額</td></tr>
<tr><td>合計税額</td><td>分割区分</td></tr>
<tr><td>譲渡損失繰越控除</td><td colspan="2">事業税加算項目</td><td>社会保険収入額</td><td colspan="2">税額算出区分</td><td>措置法適用</td><td>課税済税額</td><td>総数</td></tr>
<tr><td>外国所得金額等</td><td colspan="2">所得税専従者給与額</td><td>社会保険所得額</td><td>減免対象課標額</td><td>区分</td><td>減免額</td><td>調定額</td><td>本県分</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記第９号様式(第２６条関係)

年　　月　　日

様

熊本県　　　広域本部長　印

個人事業税減額通知書

個人事業税について、次のとおり減額（取消し・減免）をしましたので通知します。

課税年度		所得年				課税番号	

区分	税率	課税標準額	年税額	減免額	納期の区分		
					第一期	第二期	随時
確定税額 （1）	％	円	円	円	円	円	円
既確定額 （2）	％	円	円	円	円	円	円
差引税額 （1）－（2）	％	円	円	円	円	円	円
賦課変更理由							

既に納付済みの方で賦課決定等によって過納となった方には、別途還付(その他の未納税額のある場合は充当の上、別途充当通知)を行います。

（教示）
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
　なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。
2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
　ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
　なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。
(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
（備考）
この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１４号様式を次のように改める

別記第１４号様式（第３３条関係）

年　　月　　日

様

熊本県県央広域本部長　印

法人事業税・特別法人事業税及び法人県民税の

申告書の提出期限の延長の承認等について（通知）

以下のとおり申告納付期限延長の承認（変更・取消し・廃止）をしたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="3">法人番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">法人名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">主たる事務所等所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人県民税</td><td rowspan="3">届出の内容</td><td colspan="2">自
から　１２か月延長
至</td><td>法人税法第75条の2第1項
（　〃　第81条の24第1項）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自
から　１２か月間に変更
至</td><td>法人税法第75条の2第2項、第5項
（　〃　第81条の24第2項）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自
から延長承認の取消・廃止
至</td><td>法人税法第75条の2第2項、第5項、第7項
（　〃　第81条の24第2項）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法人事業税・特別法人事業税</td><td rowspan="3">承認等の内容</td><td colspan="2">自
から　１２か月延長
至</td><td>地方税法第72条の25第3項
（　〃　第72条の25第5項）
（　〃　第72条の28第2項）
（　〃　第72条の29第2項）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自
至　　　　について延長
申告期限</td><td>地方税法第72条の25第2項、第4項
（　〃　第72条の25第6項、第7項）
（　〃　第72条の25第16項）
（　〃　第72条の28第2項）
（　〃　第72条の29第2項）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自
から12月間に変更
至
延長承認の取消・廃止</td><td>地方税法施行令第24条の4第4項
（　〃　第24条の4第6項）
（　〃　第24条の4の3第1項）</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">貴都道府県内事務所等</td><td colspan="3">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１４号様式の次に次の１様式を加える。

別記第１４号の２様式（第３３条関係）

年　月　日

様

熊本県県央広域本部長　印

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等について、次のとおり届出があったので通知します。

１　届出のあった法人の名称等

法人番号	
主たる事務所・事業所の所在地	
法人名	

２　提出期限の延長の承認等

処分の別	事業年度	延長期間
法人税法第 75 条の２第１項 （　〃　第 81 条の 24 第１項） の延長処分	自 から延長 至	月間
法人税法第 75 条の２第２項、第５項 （　〃　第 81 条の 24 第２項） の延長の変更処分	自 から延長 至	月間
法人税法第 75 条の２第２項、第５項、第７項 （　〃　第 81 条の 24 第２項） の延長の取消し処分・廃止	自 から取消し・廃止 至	

別記第１６号様式を次のように改める。

別記第１６号様式(第３６条、第４２条の３、第４２条の３の３、第４２条の３の５、第５４条の２、第６０条、第７８条の１５、第１２１条の６関係)

更正・決定決議書

事務所名	課税年度	決議年月日	通知年月日	調定年月日	作成年月日

（単位：円）

本税		過少申告加算金		不申告加算金		重加算金	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

〈　　　　　〉　　（単位：円）

別記第１６号様式の次に次の３様式を加える。

別記第１６号の２様式(第３６条、第４２条の３、第４２条の３の３、第４２条の３の５、第５４条の２、第６０条、第７８条の１５、第１２１条の６関係)

更正・決定決議内訳書

課税年度	事務所名	作成日	更正決定決議日	更正決定通知日

（単位：円）

納税者番号	氏名・名称	課税番号	課税年度	期別	申告処理区分				
						本税	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金

別記第１６号の３様式（第３６条関係）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税更正・決定確認票

更正決定決議日：

作成日：

（納税義務者）

所在地	
法人名	

（通知書送付先）

所在地	
名　称	

課税番号		事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで
法人番号		更正(決定)の理由	
指定納期限	年　月　日		

法人事業税

摘要			課税標準	税率(/100)	税額
所得割	所得金額又は個別所得金額の総額	①	円		
	本県分　年４００万円以下の金額	②			円
	本県分　年４００万円を超え年８００万円以下の金額	③			
	本県分　年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	④			
	合計　②＋③＋④	⑤			
付加価値割	付加価値額総額	⑥			
	本県分	⑦			
資本割	資本金等の額総額	⑧			
	本県分	⑨			
収入割	収入金額総額	⑩			
	本県分	⑪			
合計事業税額　⑤＋⑦＋⑨＋⑪		⑫			

改正法附則の控除額 ⑬		事業税の特定寄附金税額控除額 ⑭	
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑮			
既に納付の確定した事業税額 ⑯		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑰	
差引事業税額 ⑫－⑬－⑭－⑮－⑯－⑰ ⑱		⑱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ⑲	
⑱のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ⑳		納付すべき事業税額 ⑱＋⑲＋⑳ ㉑	

法人県民税

課税標準税額	法人税総額	㉞	円
	本県分	㉟	
本県分法人税割額（㉟×/100）		㊱	
道府県民税の特定寄附金税額控除額		㊲	
税額控除超過額相当額の加算額		㊳	
外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		㊴	
外国の法人税等の額の控除額		㊵	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		㊶	
利子割額の控除額		㊷	
差引法人税割額 ㊱－㊲＋㊳－㊴－㊵－㊶－㊷		㊸	
既に納付の確定した法人税割額		㊹	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		㊺	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額		㊻	
再差引法人税割額 ㊸－㊹－㊺＋㊻		㊼	
均等割額		㊽	
既に納付の確定した均等割額		㊾	
差引均等割額 ㊽－㊾		㊿	
県民税額の合計額 ㊼＋㊿		(51)	
(51)のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		(52)	
(51)のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額		(53)	
納付すべき県民税額 ㊿＋(51)＋(52)		(54)	
利子割額		(55)	
還付利子割額		(56)	

特別法人事業税又は地方法人特別税

摘要	課税標準	税率(/100)	税額
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉒	円		円
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税 ㉓			
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉒＋㉓ ㉔			

仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉕	円	既に納付の確定した税額 ㉖	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉗		差引税額 ㉔－㉕－㉖－㉗ ㉘	
㉘のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額 ㉙		㉘のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額 ㉚	
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉘＋㉙＋㉚ ㉛			

加算金

区分	算定基礎となる税額	率(/100)	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
過少申告加算金（加重対象分） ㉜	円		円	円	円
不申告加算金（加重対象分）					
重加算金 ㉝					
今回納付すべき総額 ㉑＋㉛＋㉜＋㉝＋(54)－(56)			円		

分割基準

県民税	総数	
	本県分	
事業税１	総数	
	本県分	
事業税２	総数	
	本県分	
事業税３	総数	
	本県分	
売上高	総数	
	軌道、鉄道	

別記第１６号の４様式（第３６条関係）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正・決定確認票

更正決定決議日：
作成日：

（納税義務者）		（通知書送付先）	
所在地		所在地	
法人名		名　称	

課税番号		事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで
法人番号		更正(決定)の理由	
指定納期限	年　月　日		

法人事業税

摘要				課税標準	税率(／100)	税額
法第七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事業		所得金額又は個別所得金額の総額	①	円		
	所得割 本県分	年４００万円以下の金額	②			円
		年400万円を超え年800万円以下の金額	③			
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	④			
		合計 ②＋③＋④	⑤			
	付加価値額割	付加価値額総額	⑥			
		本県分	⑦			
	資本割	資本金等の額総額	⑧			
		本県分	⑨			
	収入割	収入金額総額	⑩			
		本県分	⑪			
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業	所得割	所得金額総額	⑫			
		本県分	⑬			
	付加価値額割	付加価値額総額	⑭			
		本県分	⑮			
	資本割	資本金等の額総額	⑯			
		本県分	⑰			
	収入割	収入金額総額	⑱			
		本県分	⑲			
合計事業税額 ⑤＋⑦＋⑨＋⑪＋⑬＋⑮＋⑰＋⑲			⑳			

事業税の特定寄附金税額控除額	㉑		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉒	
既に納付の確定した事業税額	㉓		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉔	
差引事業税額 ⑳－㉑－㉒－㉓－㉔	㉕		㉕のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㉖	
㉕のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	㉗		納付すべき事業税額 ㉕＋㉖＋㉗	㉘	

特別法人事業税

摘要		課税標準	税率(／100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税	㉙	円		円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税	㉚			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税	㉛			
合計特別法人事業税額 ㉙＋㉚＋㉛	㉜			

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉝	円	既に納付の確定した特別法人事業税額	㉞	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉟		差引特別法人事業税額 ㉜－㉝－㉞－㉟	㊱	
㊱のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額	㊲		㊱のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額	㊳	
納付すべき特別法人事業税額 ㊱＋㊲＋㊳	㊴				
今回納付すべき総額 ㉘＋㊴＋㊵＋㊶＋(60)					

法人県民税

摘要			税額
課標準税額	法人税総額	㊷	円
	本県分	㊸	
本県分法人税割額（㊸×／100）		㊹	
道府県民税の特定寄附金税額控除額		㊺	
税額控除超過額相当額の加算額		㊻	
外国関係会社等に係る控除対象又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		㊼	
外国の法人税等の額の控除額		㊽	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		㊾	
差引法人税割額 ㊹－㊺＋㊻－㊼－㊽－㊾		㊿	
既に納付の確定した法人税割額		(51)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		(52)	
再差引法人税割額 ㊿－(51)－(52)		(53)	
均等割額		(54)	
既に納付の確定した均等割額		(55)	
差引均等割額 (54)－(55)		(56)	
県民税額の合計額 (53)＋(56)		(57)	
(57)のうち仮装経理に基づく過大申告の更正による税額		(58)	
(57)のうち租税条約の実施に係る過大申告の更正による税額		(59)	
納付すべき県民税額 (57)＋(58)＋(59)		(60)	

分割基準			
	県民税	総数	
		本県分	
	事業税1	総数	
		本県分	
	事業税2	総数	
		本県分	
	事業税3	総数	
		本県分	
	売上高	総額	
		軌道又は鉄道	

加算金	区分	過少申告加算金（加重対象分）㊵	不申告加算金（加重対象分）	重加算金 ㊶
	算定基礎となる税額	円		
	率(／100)			
	加算金額	円		
	既に納付の確定した額	円		
	過不足額	円		

別記第１７号様式及び第１８号様式を次のように改める。
別記第１７号様式及び第１８号様式　削除
別記第１９号様式を次のように改める。

別記第１９号様式（第３９条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

知事　様

熊本県県央広域本部長

分割法人について（照会）

次の法人に係る県民税、事業税の課税標準額等について調査の上、別紙により御回答をお願いします。なお、既に通知済の場合においても、お手数ですが送付いただきますようお願いします。

法 人 番 号

法　人　名

主たる事務所
等の所在地

内にある
事務所等の所在地

事 業 年 度　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

への
申 告 状 況　　　　年　　月　　日

第　　　号
年　月　日

熊本県県央広域本部長　様

分割法人について（回答）

年　月　日付けで照会のあったこのことについて次のとおり回答します。

法人番号	課税番号

法人名							
主たる事務所等の所在地							
内にある事務所等の所在地							
事業年度		から			まで		
資本金の額又は出資金の額	円	申告年月日	確定	年　月　日			
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円		修正	年　月　日			
資本金等の額	円	処理年月日及び処理区分		年　月　日			
				申是・修是・更正・決定			
法人区分	法第72条の(39・41・41の2)適用法人			申是・修是・更正・決定			
申告期限延長月数	県民税　月	事業税　月	税務官署処理年月日及び処理状況	年　月　日			
				確定・修正・修是・更正・決定			

区分		項目	金額	項目			金額
課税標準の総額	所得金額	年　万円以下の金額	千円	税務官署処理年月日及び処理状況			確定・修正・修是・更正・決定
		年　万円を超え年　万円以下の金額	千円	（使途秘匿金税額等）			（　百円）
		年　万円を超える金額	千円	法人税額等			円
		計	千円	分割基準	事業税	1 総数	
		軽減税率不適用法人の金額	千円			1 分	
	付加価値額		千円			2 総数	
	資本金額等の額		千円			2 分	
	収入金額		千円		県民税	総数	（人）
						分	（人）

区分		項目	金額	項目	金額
加算金に関する事務	過少（徴収・不徴収）	対象所得金額	千円	対象付加価値額	千円
		対象資本金等の額	千円	対象収入金額	千円
	不申告（徴収・不徴収）	対象所得金額	千円	対象付加価値額	千円
		対象資本金等の額	千円	対象収入金額	千円
	重加（徴収・不徴収）	対象所得金額	千円	対象付加価値額	千円
		対象資本金等の額	千円	対象収入金額	千円

区分		項目	金額		項目	金額
その他	法人税割額から控除すべき外国税額の種類	都道府県民税分	円	補正後の従業者数の総額	都道府県民税分	人
		市町村民税分	円		市町村民税額	人
	仮装経理	対象所得金額	円	租税条約	対象所得金額	円
		対象付加価値額	円		対象付加価値額	円
		対象資本金等の額	円		対象資本金等の額	円
		対象収入金額	円		対象収入金額	円
		対象法人税額	円		対象法人税額	円

備考

（1）国税未処理　　　　（6）除却済（　年　月　日）
（2）近日通知書送付予定　　　　（7）該当法人存在しない。
（3）非分割法人で処理。調査後回答する。　　　　（8）　　宛て通知済（　年　月　日）
（4）解散（　年　月　日）　　　　（第　　号）
（5）本店移転（　年　月　日）　　　　（9）その他

別記第２１号様式を次のように改める。

別記第２１号様式(第４１条関係)

法人の県民税・事業税除却決議書

作成日　　年　　月　　日

（単位：円）

課税番号	法源番号	法人番号	法人名	事業年度		最終税歴	
				始期	終期	申告処理	申告日又は更正決定決議日

設立（設置）年月日	廃止・清算結了年月日	資本金額又は出資金額	納税状況	除却する理由

別記第２２号の２様式を次のように改める。

別記第２２号の２様式（第４２条の３、第４２条の３の３、第４２条の３の５関係）

県民税利子割
県民税配当割　　更正・決定確認票
県民税株式等譲渡所得割

更正決定決議日：

作成日：

（納税義務者）

所在地	
法人名	

（通知書送付先）

所在地	
名称	

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利子の種類 /金融商品の種類							
更正（決定）の理由							

本税	区　分	課税標準額（円）	税額（円）
	更正（決定）額　①		
	既に納入（納付）の確定した額　②		
	過不足額　①－②　③		

加算金	区　分	算定基礎となる税額（円）	率（　/100）	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額（円）
	過少申告加算金（加重対象分）					
	不申告加算金（加重対象分）					
	重加算金					
申告書提出年月日			加算金計　④（円）			
指定納期限			納入（納付）すべき額　③＋④（円）			

備考	

別記第３０号様式から別記第３２号様式までを次のように改める。

別記第３０号様式（第５２条、第５３条関係）

不動産取得税賦課決議書

事務所名	課税年度	決議年月日	作成年月日

（単位：円）

区分				当初分													賦課額変更分			
				非課税分		失格分			事前全部減額分			課税					増額分		減額分	
				件数	課税標準額	免税点失格件数	控除失格件数	控除後免税点失格件数	件数	課税標準額	減額	件数	課税標準額	当初税額	減額	賦課税額	件数	増分税額	件数	減分税額
原始	県評価	木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		非木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		合計																		
	市町村評価	木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		非木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		合計																		
	合計																			
承継	土地	宅地																		
		農地																		
		山林																		
		その他																		
		合計																		
	家屋	木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		非木造	専用住宅																	
			併用住宅																	
			その他																	
		合計																		
	合計																			
合計																				

（表１）

別記第３１号様式（第５２条、第５３条関係）

不動産取得税賦課内訳書

熊本県（　　広域本部　）

整理番号	課税番号	登記番号	納税義務者氏名	納税者住所	共有者数	送付先住所	送付先氏名（名称）	物件所在地住所

（表２）

年　　月　　日

地目又は用途	地積又は延床面積	税率１	課税標準額１	税率２	課税標準額２	税　　額	差引税額	納付する税額	調定年月日	通知年月日	納期限

別記第３２号様式（第５３条関係）

起　案	
決　議	
通　知	

徴収猶予（取消）決議書

熊本県　　広域本部

納税者番号		電話番号		整理番号	
住（居)所 （所在地）					
氏名（名称）					

徴収猶予（取消）決議	当初税額	円
	徴収猶予の事由	
	徴収猶予取消の事由	
	徴収猶予の期間	

内　訳				
税目		課税番号	猶予額 （取消額）	備　考
年度	期別	納期限		

担保物の有無	記事	取得区分　：　取得原因：　面積：
有・無		用途・地目：　構　造：
担保の種類		評　価　額：　課税標準：　税額：
		連帯納税者：

別記第３３号様式を次のように改める。

別記第３３号様式　削除

別記第３３号の２様式を次のように改める。

別記第３３号の２様式（第５４条の２関係）

県たばこ税更正・決定確認票

熊本県　　広域本部　　　　更正決定決議日：　　年　　月　　日

作成日：　　年　　月　　日

（納税義務者）

所在地	
名称	

（通知書送付先）

所在地	
名称	

課税番号		事業者番号	
課税対象年月		申告書提出期限	
更正（決定）の理由			

			課税標準（本）	税　額　（円）
本税	区　分		課税標準（本）	税　額　（円）
本税	更正（決定）額　①	製造たばこ		
本税	更正（決定）額　①	旧３級品		
本税	既に納付・還付の確定した額　②			
本税	過不足額①－②　③			

	区　分	算定基礎となる税額(円)	率（―/100）	加算金額　（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額　（円）
加算金	過少申告加算金（加重対象分）					
加算金	不申告加算金（加重対象分）					
加算金	重加算金					

申告書提出年月日		加　算　金　計　④	
指定納期限		納付すべき額　③＋④	円
備考			

別記第３６号様式を次のように改める。

別記第３６号様式　削除

別記第３６号の２様式を次のように改める。

別記第３６号の２様式（第６０条関係）

ゴルフ場利用税更正・決定確認票

（納税義務者）

所在地	
法人名	

（通知書送付先）

所在地	
名称	

課税番号		課税対象年月			登録番号		
更正（決定）の理由							
本税	区分		更正（決定）による額等		既に納入（納付）の確定した額等		過不足額等
	利用人員（人）						
	税額（円）						①
	税額内訳						
	今回分	等級					
		利用人員（人）					
		税額（円）					
	既確定分	等級					
		利用人員（人）					
		税額（円）					
加算金	区分		算定基礎となる税額	率（　/100）	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
	過少申告加算金（円） （加重対象分）						② ③
	不申告加算金（円） （加重対象分）						④ ⑤
	重加算金（円）						⑥
申告書提出期限			申告書提出年月日	指定納期限		納入（納付）すべき額(円) ①+②+③+④+⑤+⑥	
備考							

別記第３６号の３様式及び別記第３６号の４様式を削る。
別記第４９号様式及び別記第５０号様式を次のように改める。
別記第４９号様式及び別記第５０号様式　削除
別記第５４号様式を次のように改める。

別記第５４号様式（第７８条関係）

熊本県　　広域本部長　様

使用者証番号		業種	
氏名又は名称			
住所又は所在地			

免税軽油使用者証及び免税証（免税軽油使用者証・免税証）受領書

次の　免税軽油使用者証及び免税証／免税軽油使用者証／免税証　を受領しました。

年　月　日

交付使用者証			
交付区分	有効期間	業種	備考

受領欄
（氏名又は名称）

交付免税証内訳	販売業者の氏名又は名称		
	販売業者の住所又は所在地		
	有効期間		
	券種	枚数	免税証番号
	1		
	5		
	10		
	18		
	20		
	50		
	100		
	200		
	500		
	1000		
	5000		
	10000		
	合計数量通し番号		
	備　考		

別記第５７号様式を次のように改める。

別記第５７号様式（第７８条の８関係）

年　　月　　日

様

整理番号

熊本県　　広域本部長　　印

徴収猶予（期間延長）通知書

年　　月　　日付けで申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認したので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">徴収猶予の期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="6">内　　　　訳</td></tr>
<tr><td colspan="2">税　　目</td><td>課税番号</td><td rowspan="2">申　告　税　額（円）</td><td rowspan="2">猶　予　額　（円）</td><td rowspan="2">摘　要</td></tr>
<tr><td>年　度</td><td>期　別</td><td>納期限</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">計　　　　　（円）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

納　入　予　定					
回数	納入期日	納入金額	回数	納入期日	納入金額

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第５７号様式の次に次の２様式を加える。

別記第５７号の２様式(第７８条の８関係)

軽油引取税徴収猶予の 一部承認／却　下 通知書

第　　　号
年　月　日

特別徴収義務者

様

熊本県　　広域本部長　印

年　　月　　日付けで申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり 一部承認／却　下 したので通知します。

申　請	実　績　年　月	法　定　納　期　限	税　額　(円)
	年　　月	年　　月　　日	
一　部 承　認	承　認　期　間		承認額　(円)
却　下	一部承認又は却下する場合の理由		却下額　(円)
教　示	1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 なお、審査請求書(２通)は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。 2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第５７号の３様式（第７８条の１５関係）

軽油引取税更正・決定確認票

熊本県　　広域本部

更正決定決議日：　年　月　日
作成日：　年　月　日

（納税義務者）

所在地	
名称	

（通知書送付先）

所在地	
名称	

課税番号		課税対象年月（日）		事業者コード	
更正（決定）の理由					

	区　分	更正（決定）による額等	既に納入（納付）の確定した額等	過　不　足　額　等
本税	課税標準量（Ｌ）			
	税　額（円）			①

	区　分	算定基礎となる税額	率（／100）	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
加算金	過少申告加算金(円) （加重対象分）					② ③
	不申告加算金(円) （加重対象分）					④ ⑤
	重加算金（円）					⑥

申告書提出期限	申告書提出年月日	指定納期限	納入（納付）すべき額 ①+②+③+④+⑤+⑥	

備考	

別記第６８号様式及び別記第６９号様式を次のように改める。

別記第６８号様式（第８８条関係）

（表１）

鉱　区　税　基　本　名　簿

No	納税者番号	氏名名称	郵便番号	住所所在地	電話番号	鉱業権登録番号	課税番号	鉱業権登録日	鉱業権消滅日	試掘・採掘区分	試掘有効期間

（表２）

年度	作成日

鉱種	取扱鉱物１	取扱鉱物２	取扱鉱物３	取扱鉱物４	取扱鉱物５	県内所在地	本県面積／延長（アール／メートル）	他県１名称	他県１面積／延長（アール／メートル）	他県２名称	他県１面積／延長（アール／メートル）

別記第６９号様式（第８９条関係）

鉱区税　賦課決議書

事務所名	課税年度	月	決議年月日	通知年月日	調定年月日	作成年月日	種別

（単位：円）

課税標準区分					今回増調定				今回減調定				累計			
					件数	面積（延長）	調定件数	税額	件数	面積（延長）	調定件数	税額	件数	面積（延長）	調定件数	税額
課税	砂鉱以外	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区			アール				アール				アール		
			採掘鉱区													
		石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱区	試掘鉱区													
			採掘鉱区	石炭鉱業合理化臨時措置法第５４条の許可が拒否された鉱区												
				上記以外												
	砂鉱	河床	昭和２６年１月３０日以前に設定したもの			メートル				メートル				メートル		
			昭和２６年１月３１日以降に設定したもの			アール				アール				アール		
		河床以外														
	合計															
非課税	砂鉱以外	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区													
			採掘鉱区													
		石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱区	試掘鉱区													
			採掘鉱区	石炭鉱業合理化臨時措置法第５４条の許可が拒否された鉱区												
				上記以外												
	砂鉱	河床	昭和２６年１月３０日以前に設定したもの			メートル				メートル				メートル		
			昭和２６年１月３１日以降に設定したもの			アール				アール				アール		
		河床以外														
	合計															
総計																

別記第６９号様式の次に次の１様式を加える。

別記第６９号の２様式（第８９条関係）

（表１）

鉱区税賦課内訳書

熊本県　広域本部

鉱業権番号	課税番号	納税者番号	納税者氏名	納税者住所	送付先氏名名称	送付先郵便番号	送付先住所

（表２）

年度　　年　　月　　　鉱種区分

試掘・採掘区分

調定日

作成日

通知日

（単位：円）

異動日	異動事由	異動対象月数	税率	確定（変更後）情報			既確定（変更前）情報			差分情報		
				面積／延長（アール／メートル）	課税月数	税額	面積／延長（アール／メートル）	課税月数	税額	面積／延長（アール／メートル）	課税月数	税額

別記第７０号様式を次のように改める。

別記第７０号様式（第８９条関係）

年　　月　　日

様

熊本県県央広域本部長　印

鉱区税減額通知書

地方税法第１８３条第２項の規定により次のとおり減額しましたので、通知します。

課税年度			対象年度	
課税番号			登録番号	
変更年月日			減額の理由	

区　分	課税標準 (百アール、千メートル)	税率（円）	月　数	税　額　（円）
既確定				
確　定				
差　引				

既に納付済みの方で賦課決定等によって過納となった方には、別途還付（その他の未納税額のある場合は充当の上、別途充当通知）を行います。

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

なお、審査請求書（２通）は、熊本県知事宛てにして、当広域本部を経由して提出することができます。

2　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（備考）

この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第１０７号の３様式を次のように改める。

別記第１０７号の３様式(第１２１条の６関係)

産業廃棄物税更正・決定確認票

熊本県　　広域本部

更正決定決議日：　年　月　日

作成日：　年　月　日

（納税義務者）

所在地	
法人名	

（通知書送付先）

所在地	
名称	

課税番号		課税対象年月（日）		登録番号	
更正（決定）の理由					

	区　分	更正（決定）による額等	既に納入（納付）の確定した額等	過不足額等
本税	搬入重量　（ｔ）			
	税　率　（円）			
	税　額　（円）			①

	区　分	算定基礎となる税額	率 $\left(\frac{}{100}\right)$	加算金額	既に納付の確定した額	過不足額
加算金	過少申告加算金(円) (加重対象分)					② ③
	不申告加算金（円） (加重対象分)					④ ⑤
	重加算金（円）					⑥

申告書提出期限	申告書提出年月日	指定納期限	不足（減額）金額合計（円） ①＋②＋③ ＋④＋⑤＋⑥	

備考	

別記第１３４号様式を次のように改める。

別記第１３４号様式　削除

別記第１５９号様式を次のように改める。

別記第１５９号様式(その１)(第１６０条関係)

滞納整理カード　(表)

(住所)〒 (氏名・名称) (TEL)	所管

国税処理年月日	(電・不・動・自)差押済
年　月　日	年　月　日

納税者番号	税目	枝番	年度	課区	処理年月日

税目	本税	

税目	本税	延滞金
	加算金	重加算金

課税区分	督促年月日	納期限	課税地
	・　・	・　・	

区分	収入日	本税	延滞金	加算金	計	未納額

(裏)

担当者	徴収の状況	年月日		

別記第１５９号様式(その２)

（表）

滞　納　整　理　カ　ー　ド

納税者番号	枝番	登録番号

〒　　　　　　　　生年月日

TEL

勤務先	(名称) (TEL)					
平成　年度	滞納税額 円	所管	前年度以前未納			
車名		色		留保		口振

収　納　状　況		／　処　分　歴	
年　度	納　付　日	処　　分	決　議　日

当初申告事由・年月日	最新申告事由・年月日	初度登録	
納期限	督促状発付日	催告状発付日	車検期限
事由発生年月日	更訂年月日	更訂事由	更訂後税額

領　収　日	収　入　額			未　納　額
	本　税	延　滞　金	計	

（裏）

担当者	徴　収　の　状　況	年月日		

附　則

1　この訓令は、令和５年１月４日から施行する。

2　この訓令の施行の際現に改正前の熊本県税事務取扱規程の規定により交付されている通知書は、改正後の熊本県税事務取扱規程の規定により交付された通知書とみなす。